

電気通信大学における公的研究費の不正防止計画（第3次）

本学における公的研究費の適正な使用を徹底するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和3年2月1日改正文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）に対応した「不正防止計画」を策定し、以下の内容について確実に実施する。

1. 公的研究費の不正防止に向けた継続的な管理運営体制の整備

公的研究費の不正防止に向けた継続的な管理運営体制を整備するため、ガイドライン及び電気通信大学における公的研究費の不正防止の組織体制及び調査の手続き等に関する取扱規程（以下「研究費不正防止規程」という。）に基づき、以下の取組を実施する。

- (1) ガバナンスの強化に向けて、各責任者等の役割を明確化すること。
- (2) 意識改革に向けて、コンプライアンス教育及び啓発活動等を実施すること。
- (3) 不正防止システムの強化に向けて、監査機能を強化するとともに、不正を行う機会の根絶に努めること。

2. 公的研究費の不正防止に向けた各項目の実施

(1) 物品及び役務等の検収の確実な実施

本学に納入される全ての物品及び役務等の検収は、基本的に納品検収室員又は学術情報課職員が実施する。

教員発注の物品において、納入業者（宅配便、夜間、緊急時など）が直接教員へ納品する場合には、納品検収室長が検収担当補助者として指名した、学科、専攻、センター等の事務担当者が検収を実施する。

検収を受けていない物品に対する支払いの事務処理は、大学として行わず、正しく検収を受けずに納品する業者に対しては、取引停止等の措置を講じる。

(2) 旅費の事実確認

出張者は、出張報告書を作成するにあたり、用務内容等に応じて次の手続きを行う。

- ① 研究打合せ等の用務である場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述すること。
- ② 学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付すること。
- ③ 航空機を利用した場合は、領収書及び航空券の半券等を添付すること。
- ④ 宿泊した場合は、出張報告書に宿泊先（宿泊先が複数ある場合は全て）を記述すること。

(3) 謝金の事実確認

従事者（学生等）本人は、業務終了後、出勤表（兼実施報告書）を経理調達課に持参し、謝金事務担当者は、業務内容等について従事者本人から直接、事実を確認する。

無作為抽出による勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

業務実施に伴い成果物が発生する場合は、出勤表に成果物の一部を添付する。

(4) 構成員及び取引業者のルール遵守、誓約書の提出

- ① 全ての構成員に関係ルールを周知するとともに、関係ルールを遵守し、不正を行わず、違反した場合は処分及び法的責任を負担する旨の誓約書の提出を求める。
- ② 全ての取引業者に関係ルールを周知するとともに、一定の取引実績のある取引業者から、関係ルールを遵守し、不正を行わず、違反した場合は処分及び法的責任を負担する旨の誓約書の提出を求める。

(5) 内部監査体制の強化

公的研究費不正防止委員会（防止計画推進部署）は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

公的研究費不正防止委員会は、内部監査室と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。

内部監査室は、公的研究費の運営・管理の現場において、適正な事務処理が行われているかを確認するために、内部監査を定期的実施する。特に、受入金額の多い研究資金の監査を集中的に実施する。

納品検収室員は、納品検収の実地監査を定期的実施する。

旅費・謝金事務担当者は、実体を伴わないものに対する旅費・謝金の経理・執行がなされないよう、重点的かつ厳密な点検を実施する。 監査報告結果は毎年度取りまとめ、学内に周知する。

(6) 告発を受け付ける体制の整備

公的研究費不正の告発を受け付ける窓口は、研究費不正防止規程に基づき、公益通報受付担当者とする。

相談窓口、告発等の窓口の仕組み及び告発者を保護するためのルールについて、学内外に周知徹底を図る。

(7) 告発案件処理システムの整備

公益通報受付担当者が告発を受け付けた場合、研究費不正防止規程に基づき、最高管理責任者（学長）は速やかに事案毎に不正調査委員会を設置する。

調査の結果、不正を認定した場合、配分機関に報告を行うとともに、不正の内容に応じ懲戒処分等の適正な措置を講ずる。

(8) 不正防止実施計画の策定・実施

統括管理責任者（研究担当理事）は、構成員を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動等による具体的な不正防止実施計画を策定・実施する。

管理責任者（部局長等）は、不正防止実施計画に基づき、自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的にコンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。

3. 不正防止計画の見直しについて

今後、不正を発生させる要因の把握とその分析を進めるとともに、文部科学省からの情報提供や他の研究機関における対応等も参考にしつつ、計画の不断の見直しを続けるものとする。